

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成 23 年 6 月 28 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 野木委員 中里委員
奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 小濱委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会臨時会議事日程

平成23年6月28日（火）午前10時00分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

横浜市立南高等学校及び南高等学校附属中学校の姉妹校提携に関する合意書への調印について ほか

3 請願等審査

受理番号6 教科書採択に関する要望書

受理番号8 中学校社会科教科書の採択に関する請願

教科書採択に関する請願 4件（受理番号9～12）

受理番号13 歴史・公民教科書の採択に関する要望書

教科書採択に関する要望書 16件（受理番号14～29）

受理番号31 中学校教科書採択についての請願

受理番号32 教科書採択に関する要望書

4 審議案件

教委第19号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則及び横浜市立高等学校通学区
域規則の一部改正について

教委第20号議案 平成24年度横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱につい
て

教委第21号議案 平成24年度横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決
定に関する要項について

教委第22号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について

教委第23号議案 学校運営協議会委員の任命について

教委第24号議案 第24期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について

教委第25号議案 教育委員会事務局職員の人事について

教委第26号議案 教職員の人事について

教委第27号議案 教職員の人事について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長　それでは、ただいまから教育委員会臨時会を開催いたします。
本日は、小濱委員が欠席との連絡を受けております。
なお、本日は、報道機関から録音の申し出がされております。録音について認めることとしてよろしいでしょうか。

各委員　<了 承>

今田委員長　それでは認めることとします。報道機関の方は、録音をお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、会議を始めます。
初めに、会議録の承認を行います。前回6月14日の会議録署名者は奥山委員と私です。会議録につきましては、すでにお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員　<了 承>

今田委員長　それでは、承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
では、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長　【教育長一般報告】

1 市会関係

それでは一般報告を行います。まず、市会の関係については、特にございませんでした。

2 市教委関係

- 6/17 市PTA連絡協議会総会
- 6/23 公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団評議員会

市教委の関係でございますけれども、6月17日に市のPTA連絡協議会の総会がございます。6月23日、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団の評議員会がございます。こちらに私が出席をいたしました。公益財団化後初の評議員会でございますので、関係規定の整備、あるいは22年度の決算報告、あるいは23年度の事業計画等について協議がなされたところでございます。

続きまして、報告事項が何点かございます。

まず1点目は、横浜市立南高等学校及び南高等学校附属中学校の姉妹校提携に関する合意書への調印について、これは後ほど、教育次長及び所管課から説明をさせていただきます。

2点目でございますが、平成23年度に実施いたします横浜市公立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について、後ほど担当課のほうからご説明させていただきます。

3 その他

その他でございますけれども、震災関係のことについてお話をさせていただきます。

このたびの震災への支援として8月1日から12日まで、石巻市において「石巻子ども学習支援隊」として、この8月1日から12日までの間、横浜市の教員をおよそ800名から1000名ぐらいの規模で派遣をいたしまして、現地の子どもに対する学習支援を行おうということで、現在企画をいたしているところでございます。こちらがまず1点でございます。既にこちらについては記者発表もしているところでございます。

2点目として、節電の取組についてでございます。これは、ことしの夏の電力需給関係が非常に逼迫してくるということで、節電の取組を7月から9月まで横浜市でも行うわけでございますけれども、6月22日に横浜市と県内の各ご家庭、あるいは企業へのご協力も要請しながら、6月22日に節電チャレンジということで15%カット、電力量の15%カットを目指して取組を行いました。その結果は、おおむね本市においては目標どおりの達成はできております。そちらを踏まえて、7月1日から9月30日までの間、節電の取組を行います。

大きな項目だけ申し上げますと、まずランチシフトということで、横浜市においては昼休みを12時から1時ということを一時間後ろへ動かしまして、13時から14時に昼休みを変更するというのがまず1点。ワークシフトということで、基本的には定時退庁を心がける、やむを得ず超勤等を行わなければいけない場合は、始業時間の8時半以前に出てきて、電力がピークを迎える前に仕事を行うということを計画いたしております。それから、照明ですとか、空調ですとか、OA機器等の節電をお願いしているということでございます。特に空調関係につきましても、28度に設定するというようにいたしております。そのほか、いろいろ取組について各ご家庭あるいは企業等へのご協力、周知徹底を図るということをお願いしているところでございます。以上がまず、節電の関係でございます。

次に、放射線の測定についてご説明します。現在、各学校においてグラウンドの、空中の空間ガンマ線量を測定を6月13日から始めております。目標としては、月に各区小中学校4校で行う計画を進めておりますけれども、消防局が持っております機材を使って測定する関係で、雨の日があったり、気候、天候条件によって測定できなかつたりできたりということがございますが、当面目標としては毎月各区で小中学校4校ずつ測定するというようになっております。これまでも6月13日から始まって、今日も行います。昨日も行っておりますけれども、現在のところ、文部科学省が示した目標値である、学校において年間1ミリシーベルト以下をすべての数値が下回っておりますので、本市における学校のグラウンドでは問題がないと考えております。これがまず1つでございます。

小学校における給食の食材の関係でございます。こちらについては、6月16日の木曜日から、翌日に学校給食で使用する食材の中から毎日1検体を選定いたしまして、放射性各種分析を行うということで、市内の専門の検査機関に委託をしまして、毎日1検体を選定して各種分析を行っております。測定項目でございますけれども、放射性ヨウ素と放射性セシウムについて測定を行っているところでございます。今までの結果でございますけれども、現在のところ測定結果については、今申し上げた放射性物質については検出されていないという状況でございます。この検出されていないというのは、1キログラム当たり3.0ベクレル以下であれば、不検出ということになっております。ちなみに、放射性ヨウ素の場合の野菜類の、食品衛生法上の暫定規制値は、1キログラム当たり2000ベクレル、

放射性ヨウ素の場合ですと、食材によって細かく分かれておりますが、野菜類の場合ですと1キログラム当たり 500 ベクレル以下ということになっております。このような状況から、食材についても現在のところ問題はないと考えております。

報告事項は以上でございます。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。

それでは、ご質問がなければ別途、教育次長及び所管課から説明とありました、横浜市立南高等学校及び南高等学校附属中学校の姉妹校提携に関する合意書への調印について、説明をお願いします。

柳下教育次長

私が調印式に行ってまいりましたので、簡単にご報告いたします。

横浜市教育委員会とカナダ・バンクーバー教育委員会は、南高等学校及び南高等学校附属中学校と、バンクーバーのポイント・グレイ・セカンダリー・スクールとの姉妹校提携に合意し、現地時間の平成 23 年 6 月 21 日に調印しました。調印式は、バンクーバー教育委員会の会議室で、私とポイント・グレイ・セカンダリー・スクールのアーファン・シーク校長と行いました。前日にはポイント・グレイ・セカンダリー・スクールを訪問し、親交を深め、そして調印式に臨みました。調印後の写真は、この資料の 2 面でございますので、ご覧いただければと思います。合意書の内容や今後の詳細については、所管課より報告させていただきます。

高橋高校教育課長

高校教育課長の高橋でございます。南高等学校及び南高等学校附属中学校と、カナダ・バンクーバー市のポイント・グレイ・セカンダリー・スクールとの姉妹校提携につきまして、補足説明をいたします。このたび調印しました合意書の内容ですが、自国文化の発信や外国文化の理解に対する意欲向上を促し、今後さらなる相互理解と親善ができるようにとの期待、そして両校が両国間の文化と友情の架け橋を結ぶための第一歩を踏み出し、多くの若者が国際社会の相互理解を深め、国際平和に貢献するよう期待する、という内容になっております。

次に、ポイント・グレイ・セカンダリー・スクールの学校概要でございますが、バンクーバー市にある公立の中学校・高等学校で、8年生から12年生までの5年間を通して学ぶセカンダリー・スクールでございます。1929年創立という歴史のある学校で、資料に写真がございますが、大学ゴシック建築の特徴ある校舎など、すばらしい学習環境、そして芸術や体育、学業等のさまざまな学習活動を通して、リーダーシップの育成が図られております。今後両校は、Eメールや手紙などを通じての交流、あるいは生徒会レベルでの交流など、さまざまな形で交流を深めていき、その集大成として研修旅行を附属中学校の3年生で予定しております。

以上、補足説明でございます。よろしく申し上げます。

今田委員長

ありがとうございました。ご質問等ございましたらどうぞ。

野木委員

このようにして海外の姉妹校提携をしていくということは、非常にいいことだと思います。特に日本人というのは内向きで、留学生もどんどん減っているというような状況でございますので、とてもいいことだと思います。特に横浜は外に開かれた地域というイメージがありますので、もっともっとやっていただきたいです。ちなみに現在、横浜市の学校で海外との姉妹校提携をしているのは何校で

	しょうか。
高橋高校教育課長	市立高校で、これまでに姉妹校提携調印いたしましたのは、みなと総合高校と横浜サイエンスフロンティア高校の2校で調印、海外との姉妹校提携をしております。
野木委員	高校だけですか。
高橋高校教育課長	高校だけです。
野木委員	姉妹校提携しているのは、512校の中の2校だけということですか。
高橋高校教育課長	はい。
野木委員	そして今回、3校ということになるのですね。中学校はないのですね。みなと総合高等学校と横浜サイエンスフロンティア高校が姉妹校提携しているのは、どちらの学校ですか。
高橋高校教育課長	みなと総合高校は、同じくカナダのバンクーバー市のブリタニア・セカンダリー・スクールです。サイエンスも同じく、カナダ・バンクーバーのデイビッド・トンプソンです。
中里委員	Y校はやっていないわけですか。
高橋高校教育課長	Y校は姉妹校としてはありません。
中里委員	バンクーバーと姉妹校提携の調印ができてよかったと思います。中学校は3年生が海外研修旅行を予定しているということでしたが、高校生については生徒会レベルの交流ということになるのですか。
高橋高校教育課長	今のところは、具体的には生徒会レベル、あるいは生徒同士の手紙の交流等を考えておりますが、今後高等学校との交流等も具体的にさまざまな形で計画を進めていきたいと考えております。
中里委員	せっかくこのような機会ができたので、中学校3年生で修学旅行に行って、その後、高校の中でより深めていくような、例えばホームステイでこちらに迎え入れられたりして、盛んに交流が行われると一番いいと思います。
野木委員	私としてはもう少し範囲を広げて、今はカナダだけ、しかも高校だけなので、もう少し広げてアジア等の学校とも提携していかれるといいのかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。
今田委員長	よろしいですか。柳下先生、カナダに行かれて、率直な印象みたいなものはいかがでしょうか。

柳下教育次長

ポイント・グレイ・セカンダリー・スクールは、8年生からということで、日本で言えば中学校2年生になるのですけれども、ゴシック建築という、先ほどご覧いただいた写真にあるような学校なのですが、南高等学校とよく似ているなど思いましたのは、グラウンドが大変広いことです。南高等学校も野球場とまた別にトラックがありますが、この学校は400メートルトラックが芝生一面で校庭になっている。そして体育館とホールがあって、カフェテリアという食堂があるなど、南高等学校と非常によく似ているし、とても子どもたちが明るいと感じました。ただ、伺ったときは授業が終わってしまっていて、時期的に夏休みに入るということで、卒業式も終わって試験を行っていました。少し日本と違うなと思ったのは、例えば化学の試験は日本ですと各教室で行いますが、体育館に机とイスを並べて、400人集めてテストしてしまうというところが日本と少し違うところでしたが、そのかわり大変厳しくしっかり見ているのかなという印象です。校長先生は2月までランディー・クラーク校長先生で、昨年横浜のほうにお越しになりましたが、新しい校長先生も、先生たちスタッフがとてもいいから学校の人気が高まっているのだとおっしゃっていました。本当に先生たち一人一人一生懸命やられている感じがありました。日本語教室もございまして、沖縄出身で海外の方と結婚した方が日本語教師として、20人ぐらいのクラスで、日本語を学びたいという人、今、日本のアニメがはやっているということで日本語を勉強したいという人が多いということでしたが、その方たちがそこに参加していました。出てきた文章が壁に、自分一人一人の新聞というのが張ってあったのですが、しっかりした字で、とてもきれいな字で書いてありました。その沖縄出身の方ですけども、大変きれいな日本語で、海外に住んでいると日本語がきれいになってくるのかなという印象を受けました。以上でございます。

今田委員長

ありがとうございました。それでは次に、平成23年度に実施する横浜市公立学校教員採用候補者選考試験応募状況についてお願いします。

伊藤教職員人事部長

おはようございます。教職員人事部長の伊藤でございます。それではお手元にお配りさせていただきました、平成23年度横浜市公立学校教員採用候補者選考試験応募状況について、資料に基づきまして教職員人事課長のほうからご報告申し上げます。

瀧澤教職員人事課長

教職員人事課長、瀧澤です。よろしくお願いいいたします。
まず、左のほうをご覧くださいと受験区分というのがございます。上の方から、小学校、中学校各教科、国語から英語まで、特別支援学校、それから養護教諭となっております。その横に募集数が書かれております。今年度小学校は約500名、中学校においては約290名、特別支援学校約30名、養護教諭約30名、合計約850名の募集数ということになっています。その横をご覧くださいますと、応募者数が書かれています。区分として一般選考、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ、特別選考Ⅲ、特別選考Ⅳと書かれていますけれども、応募者の総数がBと書いてあるのですが、小学校で2,450名、中学校では2,402名、特別支援学校で257名、養護教諭で278名、合計5,387名でございます。この人数は昨年度と比べまして、一番右に増減がありますが、小学校では464名の増、中学校では456名の増、特別支援学校では5名、養護教諭では26名と、合計昨年度に比べて951名の増がありました。こちらについては、二、三、情報が入っている中では、関東圏の神奈川・川崎、東京、埼玉、千葉と比べて、横ばいか減少している中で、

横浜が約 1,000 人近く伸びていると、大変これは喜ばしい限りかなと思っ
ています。この要因ですが、下に地方別の応募者数というのがありますが、こちらを
ご覧いただいております。九州・沖縄が 22 年度が 327 名、23 年度が 557
名と 230 名増えております。こちらについては、今年度第一次試験を九州会
場で行うという効果があったと考えております。なお、第一次試験は来週日曜
日 7 月 3 日、市内 5 会場、九州 1 会場、合計 6 会場で実施する予定で
おります。以上です。

今田委員長 ありがとうございます。所管課から説明が終わりましたが、何かご質問等
ございましたらどうぞ。

中里委員 増えてよかったですと思います。選考の幅ができるということは非常にいいことだ
と思います。そして、九州での採用の成果が出たことはいいと思うのですが、
応募者を地方別で見ますと、関東が 520 で、関東より上回っているのは近畿、
それから九州ですね。今どちらの家庭も少子化で、将来のことを考えたときに、
例えば実家に戻るとか、介護の問題とか、古い表現ですが跡を継ぐということが
生じます。30 代の前半あたりにふるさとに戻っていくケースがたまに見られ
ます。せっかく育成して、全国レベルで見れば教育がよくなっていくという
意味ではいいのだと思いますが、できれば関東近県の人数が増えているほう
が、先々考えるといいのかなと思います。継続的に関東近県の大学と交流
しながら、学生ボランティアがそのまま教職についていくケースもあります
ので、今後、関東近県は増える傾向にあると思いますが、よろしくお願
いしたいと思います。

野木委員 951 名増えたということですが、元々募集の人員というのも増えて
いて、倍率そのものは減っているわけです。手放して喜ぶようなことでは
ないかとは思いますが、私も中里委員がおっしゃったように、全国に散ら
ばっていることは、ある意味いいのかもしれないのですが、やはりもう少し
、首都圏の人たちが多いといいなということだと思います。

教師塾の応募状況というのはいくらなのでしょうか。

伊藤教職員人事部長 教師塾は今、募集中でございます。塾生自体の試験のほうは
制度を昨年変えましたので、今回の中では特別選考という枠は入っており
ません。

今田委員長 次のページで、今後の日程が入っていますけれども、このスケ
ジュールで進められていくということですね。では、この件についてはよろ
しいですか。

それでは、ご質問等なければ議事日程に従い、請願等審査に移ります。
受理番号 6 の要望書について審査を行います。では、受理番号 6 の要
望書について、所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長 おはようございます。指導部長の漆間でございます。では、
お手元の受理番号 6 番の要望書をご覧ください。考え方を指導主事室長
よりご説明申し上げます。

齊藤指導主事室長 おはようございます。受理番号 6 番の要望書について、
要請者は「中学校社会科教科書を考える会」金沢区集会参加者一同、
代表加藤さんです。

考え方です。教科書採択にあたっては、今後とも文部科学大臣の検定を
経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会
の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横
浜市教育委員会の権限と責任におい

て、適正・公正に採択を行ってまいります。以上でございます。

今田委員長 所管課から説明がございました。ご質問等なければ、受理番号6の要望書については、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、所管課の考え方に沿った考え方で進めていくことを承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。
次に、受理番号8の請願書について審査を行います。では、受理番号8の請願書について、所管課から説明をお願いいたします。

漆間指導部長 では、お手元の受理番号8番の請願書をご覧ください。では、ご説明申し上げます。

齊藤指導主事 受理番号8番の請願書について。請願者は中区の個人1名ほか26,464名です。室長 考え方です。教科書採択にあたっては、今後とも文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。

今田委員長 本件について所管課から説明がございました。本件についてご意見ございましたらどうぞ。

野木委員 これは請願書なので、採択か不採択というのをしなければなりません。請願者は、この26,465件という非常にたくさんの署名を出されているのですけれども、請願理由の中で、特定の教科書に問題があるということをおっしゃっていますが、これは文部科学大臣の検定を受けた教科書でございます。その中から私どもは採択を行っていきますので、こういった請願理由の請願というのは、委員会としては採択できないと思います。いかがでしょうか。

中里委員 私も同じような考えでございます。教科書採択の基本方針、先日決まったわけですが、そちらに基づいた形で採択していくわけなので、ここに記載されていることについてはちょっと賛同しかねる部分もありますので、不採択でよろしいかと思っております。

今田委員長 それでは、本件についてこれ以上ご質問等なければ、受理番号8の請願書については、所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、事務局の考え方を承認し、不採択といたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。
次に、受理番号9から12の請願書について審査を行います。まずはじめに、受理番号9の請願書について、所管課から説明をお願いいたします。

漆間指導部長 受理番号9番の請願書についてご覧ください。考え方を指導主事室長よりご説

明申し上げます。

齊藤指導主事室長 受理番号 9 番の請願書について。請願者は横浜の教育を考える会、代表湯澤さんです。

考え方です。教科書採択にあたっては、今後とも文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。

今田委員長 本件について何かご意見等ございましたらどうぞ。

奥山委員 日本国憲法の解釈についてはさまざまな考え方があると思いますけれども、やはり特定の解釈の中で審査を行っていくというのは、なかなか難しいのではないかなと感じています。いかがでしょうか。

野木委員 はい。私も同じように思います。無理があるのではと思います。

今田委員長 それでは、本件については所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、事務局の考え方を承認し、不採択といたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。

次に、受理番号 10 の請願書について審査を行います。では、受理番号 10 の請願書について、所管課から説明をお願いいたします。

漆間指導部長 お手元の受理番号 10 番の請願書をご覧ください。考え方をご説明申し上げます。

齊藤指導主事室長 受理番号 10 番の請願書について。請願者は横浜の教育を考える会、代表湯澤さんです。

考え方です。教科書採択にあたっては、今後とも文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。

中里委員 こちらに日本の精神のとらえ方について書かれておりますけれども、それについてはさまざまにとらえ方があります。先ほども申しましたように、既に採択の基本方針が決まっておりますので、それに従った形で我々は採択していくつもりでもちろんおりますので、この請願は採択できないのではないのでしょうか。

今田委員長 何かご意見ありますか。それでは、本件については事務局の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員	<了 承>
今田委員長	<p>それでは、事務局の考え方を承認し、不採択といたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思えます。</p> <p>次に、受理番号 11 の請願書について審査を行います。では、受理番号 11 の請願書について、所管課から説明をお願いします。</p>
漆間指導部長	<p>お手元の受理番号 11 番の請願書をご覧ください。指導主事室長より考え方を説明申し上げます。</p>
齊藤指導主事室長	<p>受理番号 11 番の請願書について。請願者は横浜の教育を考える会、代表湯澤さんです。</p> <p>考え方です。教科書採択にあたっては、今後とも文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。以上でございます。</p>
今田委員長	<p>所管課から説明が終了しました。ご意見等ございましたらどうぞ。</p>
奥山委員	<p>先ほどの受理番号 9 番と請願も同じだと思えますが、やはり請願者の観点に立って採択するとかしないという趣旨というところは、請願として採用できないのではないかと感じているところです。いかがでしょうか。</p>
中里委員	<p>私も無理があると思えます。</p>
今田委員長	<p>よろしいですか。それでは、受理番号 11 の請願書については、所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<了 承>
今田委員長	<p>それでは、事務局の考え方を承認し、不採択といたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思えます。</p> <p>次に、受理番号 12 の請願書について審査を行います。では、受理番号 12 の請願書について、所管課から説明をお願いいたします。</p>
漆間指導部長	<p>お手元にあります受理番号 12 の請願書をご覧ください。考え方につきまして、指導主事室長よりご説明申し上げます。</p>
齊藤指導主事室長	<p>受理番号 12 番の請願書について。請願者は横浜の教育を考える会、代表湯澤さんです。</p> <p>考え方です。教科書採択にあたっては、今後とも文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。以上でございます。</p>
今田委員長	<p>本件について、何かご意見、ご質問等ございましたらどうぞ。</p>

野木委員	よろしいでしょうか。11番等前のものとも同じですし、横浜市の教科書採択の基本方針の観点から主に検討して一番いいものを選択しますので、請願者の言う記述のあるなしによって採択するとかしないとかということはいたしません。採択はできないと思います。
中里委員	私もそう思います。
今田委員長	よろしゅうございますか。それでは、本件については事務局の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	それでは、本件については不採択といたします。回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。 次に、受理番号13の要望書について審査を行います。所管課から説明をお願いいたします。
漆間指導部長	お手元にあります受理番号13番の要望書をご覧ください。考え方を指導主事室長よりご説明申し上げます。
齊藤指導主事室長	受理番号13番の要望書について。要望者は「教科書を知る会」参加者一同、代表尾形さんです。 考え方です。要望項目4点のうち、1、2及び4についてです。教科書採択にあたっては、今後とも文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。3についてです。平成23年度の教科書展示会の実施にあたっては、関係法令や文部科学省の通知、神奈川県教育委員会の要項及び本市要領等に基づき、各会場の状況に応じて適正に運営を行ってまいります。以上でございます。
今田委員長	所管課から説明が終了しました。ご意見等ございましたらどうぞ。 よろしいですか。ご意見等ご質問等なければ、本件については所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。
野木委員	この展示会のことですが、ここに、展示会場は狭い場所が多い、とありますが、私は横浜市の展示会場は数が随分多いと聞いたのですけれども、実際にはどのような状態なのでしょうか。
齊藤指導主事室長	本市では、法定で定められております教科書センターにおける教科書展示に加えて、本市独自に臨時会場を設置し、各区の図書館等でご覧いただけるようにしています。臨時会場については、それぞれの図書館の都合に合わせて日程等については決定しておりますけれども、展示会を開き、より多くの方々により身近な所で教科書をご覧いただけるような配慮をさせていただいております。以上でございます。
野木委員	もちろん十分とは言えないかもしれませんが、規定よりかなり多くの努力をし

ていると考えていいのですね。

今田委員長 よろしいですか。では、本件につきましては、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、そのように承認いたします。回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。

次に、受理番号 14 から 29 及び受理番号 32 の要望書について、一括して審査を行います。では、受理番号 14 から 29 及び受理番号 32 の要望書について、所管課から説明をお願いいたします。

漆間指導部長 お手元に受理番号 14 番から 29 番までの要望書、並びに 32 の要望書をご用意してあります。見ていただきたいと思います。考え方につきまして、指導主事室長よりご説明申し上げます。

齊藤指導主事 受理番号 14 番から 29 番及び 32 番の要望書について。要望者は、港南区の個人 1 名及び鎌倉市の個人 1 名の方です。

室長 考え方です。教科書採択にあたっては、今後とも文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。以上でございます。

漆間指導部長 これらの要望は、特定の教科書を採択してほしい、採択してほしくないという内容になっております。

今田委員長 本件について何かご意見、ご質問等ございますか。
よろしいですか。それでは、特になければ、本件については所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、そのように承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。

次に、受理番号 31 の請願書について審査を行います。では、受理番号 31 の請願書について、所管課から説明をお願いいたします。

漆間指導部長 お手元の受理番号 31 番の請願書をご覧ください。室長よりご説明申し上げます。

齊藤指導主事 受理番号 31 番の請願書について。請願者は、教科書を良くする神奈川県民の会、代表小関さんです。

室長 考え方です。教科書採択にあたっては、今後とも文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終わりました。何かご意見、ご質問等ございましたらどうぞ。

中里委員 請願事項は非常にごもったもな内容が書かれておりますけれども、採択の基本方針が先日決まりました。さまざまな角度から採択の観点が設定されております。それらを総合的に判断して採択をしていくわけですので、この請願者の観点のみで採択するのは難しいかと思っておりますので、この請願については賛同しかねます。

今田委員長 ほかにご意見ございますか。よろしいですか。それでは、ご質問等なければ 31 の請願書については所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、事務局の考え方を承認し、不採択といたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思っております。
以上で、請願等審査を終了いたします。よろしいでしょうか。今、同じような意見がたくさん出てきましたがいかがでしょうか。

中里委員 はい。今、たくさんの請願や要望の審査をして、たくさんの時間をかけて終了しましたけれども、中をよく読みますと、特定の教科書を採択すべきとか、採択しないでほしいというような内容で、同種類の請願が多くなってきているように感じられます。

野木委員 請願に対する考え方というのも、多分、本当にこれまでのものと同じようなものがありますし、そして、同様の取り扱いになってきております。だから、効率的にという言葉に対して批判的な人もいるかもしれませんが、やはり効率的に進めていかないといけないと思っておりますので、いわゆる教育長専決という形で整理したらいかがかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

今田委員長 そうした意見もありますので、事務局のほうで教育長専決の方向で整理をしていただければいかがでしょうか。よろしく願いいたします。
それでは次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りいたします。
教育委員会第 23 号議案「学校運営協議会委員の任命について」、教育委員会第 24 号議案「第 24 期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について」、第 25 号議案「教育委員会事務局職員の人事について」、第 26 号議案「教職員の人事について」、第 27 号議案「教職員の人事について」は、いずれも人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、23 号議案から 26 号議案は非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はございますか。

重内総務課長	<p>前回の教育委員会定例会開催以降、教科書採択に関する請願が3団体から3件、要望等が個人32名及び9団体から67件提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りしたいと思います。</p> <p>また、6月27日、「学園通りの子どもたちの安全を守る会」から、交通規制継続についての嘆願書が提出されました。この嘆願書につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき、事務局で調整し、回答させていただきます。</p> <p>次回の教育委員会定例会は、7月12日火曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
今田委員長	<p>皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は、7月12日火曜日の午前10時から開催することとします。</p>
今田委員長	<p>それでは、次に審議に入ります。教委第19号議案、横浜市立学校の管理運営に関する規則及び横浜市立高等学校通学区域規則の一部改正について、説明をお願いします。</p>
高橋指導部担当部長	<p>指導部担当部長、高橋でございます。高校教育課長、高橋正彦でございます。</p> <p>それでは、教委第19号議案につきまして、ご説明を申し上げます。本案は、来年度の横浜市立高等学校の入学者選抜に向けまして、桜丘高校の単位制の見直し、金沢高校、サイエンスフロンティア高校の学区外からの入学許可限度の見直しのため、規則改正をお願いするものでございます。具体的な内容につきましては、高校教育課長からご説明を申し上げます。</p>
高橋高校教育課長	<p>高校教育課長、高橋でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、教委第19号議案、横浜市立学校の管理運営に関する規則及び横浜市立高等学校通学区域規則の一部改正について、ご説明申し上げます。お手元の議案書の2ページをご覧ください。提案理由でございますが、今、部長からもございましたように、横浜市立桜丘高等学校の学年制への移行、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校の通学区域の変更、及び横浜市立金沢高等学校の就学の特例の割合の変更に伴い、横浜市立学校の管理運営に関する規則及び横浜市立高等学校通学区域規則の一部を改正したいので、提案申し上げます。</p> <p>まず最初に、一番後ろの10ページの説明資料をご覧くださいと思います。そこに、平成24年度市立高等学校入試選抜の変更点として、3点まとめてございます。今回、まず1点目としまして、課程の変更、桜丘高等学校を平成24年度入学生から、単位制による全日制の課程、これは学年制を意味しております、学年制の全日制の課程に変更いたします。2点目といたしまして、学区外からの通学区域の変更でございますが、まず1点目、金沢高等学校普通科一般コースの学区外からの入学者許可限度数を、8%から30%に変更するというものでございます。また、2点目といたしまして、横浜サイエンスフロンティア高等学校が現在30%となっておりますが、これを撤廃し、通学区域を神奈川県全域とするという3点の変更でございます。</p> <p>それでは、議案に基づきましてご説明いたします。3ページにお戻りください。まず、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてでございます。ことしの3月に策定いたしました横浜市立高等学校教育振興プログラムにおいて、横浜市立桜丘高校を、平成24年度から進学重点校に指定いたします。それ</p>

に伴いまして、学年ごとに学ぶべき科目を定め、系統的に進学に必要な学習を深めるために、学年制に移行することとしております。そこで、桜丘高等学校を、学年制による全日制の課程に移行するために、管理運営に関する規則の別表、横浜市立桜丘高等学校の課程の欄に、全日制の課程を追加いたします。なお、平成22年度、23年度に入学した生徒は、卒業するまで単位制による全日制の課程となるために、当分の間は両方の課程を併記いたします。

続きまして、横浜市立高等学校通学区域規則の一部改正でございます。まず、お手元の3ページから4ページにかけてになりますけれども、第2条第1項、第3条第1項、第7条第1項中の「国際学科及び普通科」につきましては、高等学校設置基準の学科の記載順にのっとり、「普通科及び国際学科」と記載順を変更するものでございます。また、県内で唯一の理数科専門高校として、理数科に関する興味関心が強く、学習意欲を高く持っている中学生を広く県内全域から受け入れていくために、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校の通学区域を神奈川県内全域といたします。専門学科高校は、原則として全県学区であり、本来であればスタート時点から全県としてスタートすることが可能でございましたけれども、市民の方への配慮から、3年間市内学区としてまいりました。しかしながら、この3年間の入学者選抜の実績を考慮いたしますと、30%を若干超えて県、市外からの志願者も多く志願しています。また、このサイエンスフロンティア高校の先端的な教育を希望する県内の中学生の学習意欲にこたえるためにも、通学区域を県内全域にすることが望ましいと考え、全県学区といたします。

さらに、5ページになりますけれども、横浜市立金沢高等学校の普通科文理特進コース及び普通科一般コースでは、これまで就学の特例として学区外からの入学者許可限度数の割合が異なっておりましたが、近隣の市外で、同校で学ぶ意欲を高く持っている中学生を幅広く受け入れていくために、両コースともに30%といたします。

以上のことから、横浜市立の管理運営に関する規則及び横浜市立高等学校通学区域の規則の一部を改正したく、ご提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。

中里委員

2点あるのですが、1点は桜丘高校の単位制が学年制に戻るわけですが、発達段階で子どもたちの自立、精神的自立、経済的自立、将来の自立を考えていく中で、単位をきちんと選択しながら、子どもたちが自分の進路先を、さらにどのように社会の中で生かしていくかということを考えていくには、基本的に単位制というのはよい制度だと私は思っています。それが、結果的には成果につながらなかったのかもしれないのですが、単位制に切りかわったときに、入学当初からのガイダンス機能をしっかりして、絶えず子どもたちの3年間の単位のあり方を指導していかないと、難しいだろうなという感触はありました。本来的には、高校というのは、そのような自立へのつなげ方を考えていくので、単位制というのはよい制度だと思っています。それを、普通の学年制に戻して本当の意味の学力がつくのかどうかということは、私はわからないですね。単なる受験に耐え得る、単なる表面的な学力だけを追っていくのは、基本的には私は賛成できません。中学校側の反省もあるのですが、その単位制へきちんと子どもたちを育てていくことが中学校側もできなかったこともあるので、残念な方向かなと感じています。

それから、あとは学区が広がるということで、全県に幅が広がるということですが、市立高校と市立の義務教育の小中学校との関連ですよね、あり方というの

は、私はもう少し横浜らしい教育ができる場が市立高校なのかなと思っていますので、より連携しながら、小中一貫があるのと同じように中高一貫も実現させていながら、横浜版学習指導要領の実現に向けてできる機会なのですが、幅が広がっていくというのは、広い心で言えばいいのでしょうかけれども、市立高校のあり方というのはまた考えていかなければいけない課題だと思っています。

高橋高校教育
課長

よろしいでしょうか。桜丘高校の学年制に向けての、今の中里委員からのご指摘でございますが、受験の学力からという視点だけではなく、必須履修の科目を学年の区分によってしっかりと系統的に組んでいくということが学年制のよさでございますので、その教育課程によってすべての生徒に幅広く学習内容を学ばせていくという、そういう趣旨で学年制に移行いたしますので、そういう成果をしっかりと積んでいきたいと考えております。

また、中高の連携を地域中学校、高校で図っていくというところのよさというのはご指摘のとおりかと思っておりますので、今後より一層深めてまいりたいと考えております。以上でございます。

奥山委員

多くの市立高校が単位制になってきているということを考えますと、やはりその単位制のよさというところと、それから今ここで見えてきた課題というところをきちんと見据えた上で、新しい全日制ではあるけれどもこれまでの単位制で培ったところをうまく盛り込んで、いいカリキュラムなり課程の取り方なりをつくっていかないといけないのではないかと思います。やはり自由に選んでいくというところと、将来を見据えて必要なものを取っていくということについては、もう少し丁寧な個々人の生徒に寄り添う体制づくりというのが必要なのではないかと感じているところですので、ぜひこれを機会に、全校の単位制による課程の取り方も含めて、改めて見直しをしていただけたらいいのではないかなと感じました。よろしく願いいたします。

山田教育長

そもそも単位制は、それぞれメリット、デメリットあるかと思えますけれども、大学のような形で純然と単位制のような形で、というのは、高校に入る時点での子どもの発達段階は一人一人違うと思えますけれども、高校を卒業するまでは、基本的には幅広い教科において幅広い知識を、深くはなくてもいいと思いますが、少なくとも幅広い知識・経験、あるいはその学び方は、高校までは持って、その後専門的にどちらかへシフトしていくということであれば、いいかと思えます。ただ、それぞれやはり全日制は全日制のデメリットもありますから、なるべくそのような弊害が薄まるような形で考えていかなければいけないと思えます。

中里委員

大学の医学部に進んだ子どもが高校時代、生物を学習していなかったとか、工学部の電気科にいる子どもが、高校の物理を学習していなかったという弊害があるのですね。現実的に、今度は大学で勉強のし直しというのがあることは多々聞いております。いずれにしても、単位制であろうが普通の学年制であろうが、先ほど奥山委員がおっしゃったように、ガイダンス機能をしっかりとしていくことが大事だと思います。医者になりたいのであれば生物を、単位制の高校であれば選択するように大人がアドバイスをしていけないと、高校生の段階ではわからないこともあるだろうと思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

今田委員長

ある中学に行った時に、理科の校長先生でしたが、サイエンスフロンティア高

校に対してコンタクトをとっているいろいろやりたいと考えているということでした。それは双方向で、サイエンスフロンティア高校のほうからもまたたくさん、中学や小学校に対して、あれだけの施設を持っていることですし、連携をいろいろ図っていただきたいと思えますね。

高橋指導部担当部長

今、サイエンスフロンティア高校のほうでは、パイオニアスクール横浜の小学校と理科教育の関係で連携というようなこともやっておりますので、そうした視点も十分持っております。今後も引き続きそうした連携、拡充・拡大ということで検討するようにやってまいりたいと考えております。

今田委員長

それでは、本件についてはよろしゅうございますか。それでは、19号議案につきましては、他にご意見がないようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、原案のとおり承認いたします。
次に、第20号議案、横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について、所管課から説明をお願いいたします。

高橋指導部担当部長

それでは、第20号議案につきまして、ご説明を申し上げます。この議案は平成24年度、来年度の横浜市立高等学校の入学者選抜の実施のための要綱を定めたいというものでございます。内容的には例年と同じ構成の、つくりの要綱となっておりますが、来年の暦に合わせました日程等、何点か修正点もございまして、具体的にご説明を申し上げたいと思えます。それでは、高校教育課長からご説明申し上げます。

高橋高校教育課長

それでは、第20号議案、平成24年度横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱につきまして、ご説明いたします。お手元の議案書の2ページをご覧ください。提案理由は今ございましたように、平成24年度横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱を決定したいということでご提案するものでございます。

3ページでございます。要綱でございますが、平成23年度の要綱に比べまして、1点のみ、このページでは1カ所だけの変更点がございまして、これは、第19号議案でご審議いただきましたように、その表中の一般募集、全日制の課程、普通科の学校名の欄に、桜丘高等学校が追加されております。これは今、19号議案でご審議いただきましたとおりの、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正で、同校が学年制の全日制課程に移行したことに伴う変更でございます。

このほかの変更点につきましては、入学者選抜の日程に関する変更だけでございます。それらの変更点、日程をまとめたものが、お手元の議案書の9ページの参考資料にまとめてございますので、そちらをご覧ください。主な日程だけ申し上げますと、24年度の欄をご覧ください。まず、前期選抜の面接・その他検査は、1月25日及び26日となっております。前期選抜の合格発表は2月1日でございます。続きまして、全日制の課程及び横浜総合高等学校の後期選抜の日程でございますが、学力検査及びその他検査、これは面接等でございますが、2月16日及び17日となっております。後期選抜の合格発表は2月24日でございます。続きまして、となりの戸塚高校定時制の課程でございますが、後期選抜の学力検査は3月8日、合格発表が3月14日となっております。なお、全

日制の課程及び横浜総合高校の後期選抜で募集人員が満たなかった場合、もしくは、戸塚高校定時制の後期選抜で募集人員を満たさなかった場合は、それぞれ表のとおり日程で二次募集を行う予定でございます。

そのほかは、平成23年度の入学者選抜の要綱と変更した点はございません。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

今田委員長 所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。
よろしいですか。では、特にご質問等がなければ原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認いたします。
次に、第21号議案、平成24年度横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び要項について、説明をお願いします。

高橋指導部担当部長 それでは、第21号議案につきましてご説明を申し上げます。本案は、来年の4月に開設ということになります、南高等学校学校附属中学校の入学者選抜の実施に関する要項を制定しようというものでございます。こちらの要項につきまして、今回初めて制定する内容ということでございます。市立高校の募集要項と若干違ってございますのは、県の高校等の募集要項と歩調を合わせてということではなしに、うちの学校ということで独自の要項をつくりましますので、見ていただきますと、ちょっと細かい内容まで一本のものですべて決めてしまうという点が、この要項の特徴点でございます。それでは、具体的なご説明を申し上げます。

高橋高校教育課長 それでは、第21号議案、横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項につきまして、ご説明いたします。提案理由は今のとおりでございます。1枚別刷りで要項の主な事項につきまして抜粋をつくっておりますので、そちらに基づきましてご説明申し上げます。

まず初めに、募集定員は全体で160名とし、公立の義務教育の中学校であることを考慮して、極端に男女比が偏らないように、男女おおむね各80名としております。次に、志願資格は、志願者本人と保護者が神奈川県内に住所を有する者としております。さらに、(3)の通学区域のところでございますが、通学区域は横浜市内全域としております。ただし、県内に在住している志願者及び保護者の方で、現に在籍している小学校の校長の同意を得たもので、附属中学校の校長が入学を認めた場合には、学区外から就学することができるとしておりまして、その場合の入学を許可される者の限度数は、募集定員の30%以内としております。これは、県内の公立中高一貫教育校が、現在のところ平塚市と相模原市、そしてこの来年度設置される横浜市立の3校だけに限られているということもございまして、横浜市の近隣にお住まいの方々に、公立の中高一貫教育校での学習を強く希望される方のご希望にこたえるために、市外からの入学生を受け入れるものでございます。続きまして、志願手続の日程でございますが、志願の受付は、クの欄でございますけれども、平成24年1月10日から1月12日まで、これは消印有効で行います。その後、受検票はこちらから送付いたします。

大きな2番の、検査の方法でございますが、適性検査の日程は平成24年2月3日でございますが、検査の内容につきましてはその表にございますように、適性検査Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3種類の適性検査を行います。それぞれ45分としております。

その表の下に、それぞれの主な関りたい適性というものを記載しておりますので、そちらをご覧ください。続きまして、合格者の決定でございますが、この3種類の適性検査の結果、及び調査書による総合的選考、お手元の2面に移りま
す、総合的選考を行い、選考結果が上位の者から男女おおむね各80名を合格者として決定することとしております。合格発表期日は2月8日午前10時に、受検番号を校内に掲示するとともに、ホームページに掲載して合格発表といたします。なお、この合格者の中から入学を辞退する者が出た場合には、繰り上げ合格を認定いたしまして、その最後の期日を2月16日までとしております。

このほか、この後に入学志願資格の確認、学区の確認等についての教育長の承認、手続の仕方、あるいは期間等について定めております。また、大きな4番のところで、入学手続等についても定めております。また最後に、このほか必要な事項は教育長が別に定めることとしております。

以上、要点のみでございますけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 今田委員長 所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。
- 中里委員 夏休みにかけて説明会を行うわけですが、応募状況はいかがでしょうか。
- 高橋高校教育課長 6月25日、先週の時点での現在の応募状況でございますが、全体としての希望者人数は4,914名、これは保護者の方を含めた数でございます。今回は往復はがきでの応募にしております、その往復はがきで応募された数、これは多分お子さんの数に近い数かと思いますが、それは全体の3会場ともに合わせますと、2,105名となっております。月末までが募集期間なので、若干増えると思います。
- 中里委員 南高等学校のすぐ隣に公立中学校があります。ともによりよい学校になっていくことを心から願っておりますので、事務局で配慮をされながらぜひいい結果になるようお願いしたいと思います。
- 今田委員長 最初は7月24日に説明会だと思いましたが、その後の日程はどのようになっているのでしょうか。
- 高橋指導部担当部長 まず、7月24日が関内ホール、28日が保土ヶ谷公会堂、29日が西公会堂ということでございます。今、この24日、日曜日の関内ホールが、座席が3,000の予定でございますが、既に希望者が3,400を超えてございまして、説明会の追加開催も検討しなければいけないかなと考えているところでございます。
- 今田委員長 外向けにいろいろ説明をしていく中で、もう少しわかりやすい表現で取り組んでいただきたいと思います。
- 高橋指導部担当部長 はい。保護者向けのパンフレットという形で、この募集要項のわかりやすいものをつくってまいります。
- 今田委員長 よろしく申し上げます。それでは、本件については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、原案のとおり承認いたします。

次に、第 22 号議案、学校運営協議会を設置する学校の指定について、説明をお願いいたします。

漆間指導部長

ご説明申し上げます。新たに小学校から 1 つ、中学校から 1 つ、学校運営協議会を設置したいという希望が出ております。その、それぞれの学校の指定につきまして、ご提案申し上げます。指導企画課長より詳細についてご説明申し上げます。

今辻指導企画課長

指導企画課長の今辻でございます。説明をさせていただきます。22 号議案の 2 ページをお開きください。提案理由でございますけれども、横浜市立学校における学校運営協議会第 3 条の規定に基づいて、白幡小学校と市ケ尾中学校を指定したいものでございます。続きまして、3 ページをおあけください。指定日は 7 月 1 日とさせていただきたいと思っております。

続きまして、4 ページをお開きください。まず、白幡小学校の学校運営協議会の概要についてご説明申し上げます。1 番でございます。校長は、永池啓子校長。学校教育目標はご覧のとおりでございます。「『生きること』の大切さを学ぶ子ども」とございます。続いて 2 番をご覧ください。中段です。設置のねらいでございます。地域の教育力を生かした学校運営の環境づくりを、ずっと白幡小学校は進めてまいりました。現在設置しています学校評議員会と、まちとともに歩む学校づくり懇話会から、学校運営協議会のほうに移行することによって、教育目標等への承認とか、地域参画型の学校運営を展開したいということが目的となっております。続いて下段の 3 番には、申請までの経過が記載されております。5 ページの 4 番の会則、5 番の組織につきましては、6 ページ、8 ページの資料でご説明させていただきます。6 ページをご覧ください。第 2 条には目的、第 3 条には組織、そして 7 ページ、右側のページの第 4 条には会議の位置づけが記載されております。続いて 8 ページをご覧ください。これは組織図でございます。学校運営協議会と学校の関係、そして地域との関係、地域と学校との関係が示されております。学校運営協議会の中には、必要に応じて専門委員会を設けるということになっております。右下の支援組織でございますけれども、これは学校の教育活動を支援する組織で、運営協議会と連携・協力の関係という形になっております。

中里委員

白幡小の、7 ページの真ん中、単純なミスだと思うのですが、第 4 条ありますね、2、3、3、4、5 と、番号の単純なミスだろうと思っておりますが、訂正をお願いいたします。

今辻指導企画課長

申しわけございません。ご指摘ありがとうございました。

続いて 9 ページ、市ケ尾中学校、1 番でございます。校長は平川理恵先生。学校教育目標はご覧のとおりです。自立貢献。2 番をご覧ください。設置のねらいでございます。こちらも、地域の教育力を積極的に活用して、地域・保護者・学識経験者からの知恵や情報を学校運営に生かしていきたい、そして学校運営の参画を進めることで、保護者や地域住民と学校が一体となった学校運営を展開したり、生徒の健全育成を図りたい、それを目的にしております。3 番には申請までの経過が記載されております。続いて 10 ページをお開きください。5 番の組織に

については、13 ページの組織図でご説明したいと思います。それではまず、11 ページをご覧くださいと思います。第2条に目的、第3条に組織、第4条には会議の位置づけが記載されております。続きまして、13 ページの組織図をご覧ください。こちら白幡小学校と同様に、学校運営協議会と学校との関係、地域との関係、地域と学校との関係が示されております。点線の四角で囲まれたものが支援組織となっております。学校の教育活動を支援する組織として位置づけられています。まだ実際には、組織として完全なものにはなっていないということがございますけれども、今後学校の地域コーディネーター、サポート委員会を中心に組織を形成していくというふうに伺っております。また、学校の関係者評価委員会は、この学校運営協議会のメンバーが中心となっていくとなっております。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

今田委員長 所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。それでは、ご質問等がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認いたします。総務課長何か、ここで発言がありますか。

重内総務課長 申しわけございません。本日もご審議いただきました受理番号8の、中学校社会科教科書の採択に関する請願についてでございます。この請願につきましては、教育委員会のご指摘を受けまして、*団体からの請願として受け付けたものでございます。その旨、所管課のほうから本日説明をさせていただいたところでございますが、大変申しわけございませんが、お配りした資料のほうは住所等につきまして黒塗りとなっております。この点につきまして、おわびして訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

※ 7/12 定例会において「個人からの請願」として訂正済

今田委員長 それでは、以上で公開案件の審議が終了しました。その他、委員の皆さんから何かございますか。

特にございませんか。それでは、これをもちまして、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長 これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時30分]